

ポスト2020生物多様性枠組第4回公開作業部会(OEWG4) 結果概要

令和 4 年 8 月 10 日
環境省 生物多様性戦略推進室

ポスト2020生物多様性枠組第4回公開作業部会（OEWG4）の概要

期間：2022年6月21日（火）～26日（日）

場所：ケニア ナイロビ（UNEP本部）

主な議題：

第3回公開作業部会（OEWG3；2022年3月於ジュネーブ）の議論の継続

①ポスト2020生物多様性枠組（以下、ポスト枠組）1次ドラフトの検討

②DSI（デジタル塩基配列情報）の検討

経緯：

- 本年3月、ジュネーブにおいてOEWG3等が開催。
- しかし、各国の意見に隔たりが多く、大量のブラケットを含む成果文書が多数採択された。また、時間不足のため、議論が全くなされなかったポスト枠組の要素等も存在（セクションA-D, H-K, COP決議案）。
- OEWG3の議論を継続し、ブラケットを少しでも取り除き、COP15.2でのポスト枠組採択に向けた交渉を進展させる必要があり、OEWG4のナイロビでの開催がOEWG3最終日に決定された。

ポスト枠組 経緯と今後のスケジュール

要素検討 フェーズ

数値・指 標検討 フェーズ

COP15 フェーズ

会議	議題
2019年1月28日～31日 アジア太平洋地域会合	・ ポスト枠組の検討が本格的に開始
2019年8月27日～30日 公開ワーキンググループ (OEWG) 1	・ ポスト枠組の範囲・構造
2019年11月25日～29日 科学技術助言補助機関会合 (SBSTTA) 23	・ ポスト枠組の科学技術的なエビデンス
2020年2月24日～29日 公開ワーキンググループ (OEWG) 2	・ ゴール及びターゲット
2020年12月15日～16日 SBSTTA24・SBI3非公式セッション	・ 生物多様性と健康、ワンヘルスアプローチ
2021年2月17日～3月14日 SBSTTA24・SBI3非公式バーチャルセッション	・ ポスト枠組 (数値目標への助言等)
2021年5月3日～6月13日 SBSTTA24・SBI3第一部 (公式・オンライン)	・ ポスト枠組 (数値目標への助言等)
2021年8月23日～9月3日 OEWG3第一部 (公式・オンライン)	・ ポスト枠組に関する検討
2021年10月11日～15日 COP15第一部 (開会・ハイブリッド)	・ 開会式、条約運用に必要な一部議題 ・ バーチャルのハイレベル・セグメント
2022年3月14日～29日 SBSTTA24・SBI3第二部 (公式・対面)	・ ポスト枠組 (数値目標への助言等の採択)
2022年3月14日～29日 OEWG3第二部 (公式・対面)	・ ポスト枠組に関する検討
2022年6月21日～26日 OEWG4 (公式・対面)	・ ポスト枠組に関する最終検討
(COP15第二部までの間の会期間作業が検討中) COP15第二部直前最大三日間 OEWG5 (資金が確保された場合)	・ OEWG4で残された論点の一部
12月5日～17日 COP15第二部 @カナダ・モントリオール	・ ポスト枠組の採択

2019年5月
IPBES地球規模評価

2020年1月
ゼロ・ドラフトの公開

2020年7月 IPBES
パンデミックと生物多様性
ワークショップ

2020年9月15日 地球規模
生物多様性概況第5版
(愛知目標の最終評価)

2020年9月
国連生物多様性サミット

2021年1月
ワン・プラネットサミット

G7(英)・G20(伊)

2021年7月
1次ドラフトの公開

2021年9月
IUCN-WCC

G7(独)・G20(インドネシア)

2022年11月7日～18日
気候変動枠組条約COP27
(エジプト・シャルムエルシェイク)

OEWG4期間
中にアナウンスさ
れたスケジュール

結果の俯瞰的概要

(COP15.2の日程)

- **OEWG4 会合 1 日目（6月21日）冒頭オープニングセッションにおいて、CBD事務局長から、COP15第二部の開催日が公表された。**
- ・日時 2022年12月5日（月）～12月17日（土）
 - ・場所 カナダ・モントリオール

(議論の進行)

- **6つのコンタクトグループに分かれ、それぞれ担当の議題を議論**

	担当議題	共同議長
CG1	ゴール A～D	Vinod Mathur (India), Norbert Baerlocher (Switzerland)
CG2	ターゲット1～8	Teona Karchava (Georgia), Rosemary Patterson (New Zealand)
CG3	ターゲット9～13	Gillian Guthrie (Jamaica), Gabriele Obermayr (Austria)
CG4	ターゲット14～21	Anne Teller (EU) , Jorge Murillo (Colombia)
CG5	DSI	Lactitia Tshitwamulomoni (South Africa) , Gaute Voigt-Hanssen (Norway)
CG6 (今回新規)	ポスト枠組 section A～E, H～K	Marie-May Muzungaile (Seychelles), Carolina Caceres (Canada)

- **最終日総会で、各CG結果の決議、COP15第二部までの会期間作業に関し議論**

結果の俯瞰的概要

(交渉の結果概要)

○主な目標案のうち、都市における緑地・親水空間に関する目標（目標案12）や、保全等に関する能力構築に関する目標（目標案19.2）の書きぶりについては**全ての国が文章に合意した**。

○その他の目標等については、ジュネーブ会議から大きな進展は見られず、ジュネーブ時点よりも後退する（ブラケット数が増える・野心的な内容が消える等）場面が見られたため、せめてジュネーブ時点に戻す修正も行われた。

○他方で、**目標ごとに解決すべき論点がより明確になってきた**。

(例)

- ✓ 保護地域に関する目標では、公海を対象とする是非（目標案3）
- ✓ 資源動員に関する目標では、生物多様性に特化した新規資金メカニズムの構築の是非（目標案19.1）
- ✓ DSIについては、議論の前提条件となる様々な技術的な課題や資金配分メカニズムを新たに設置することの是非 等（議題5、ゴール案D、目標案13）

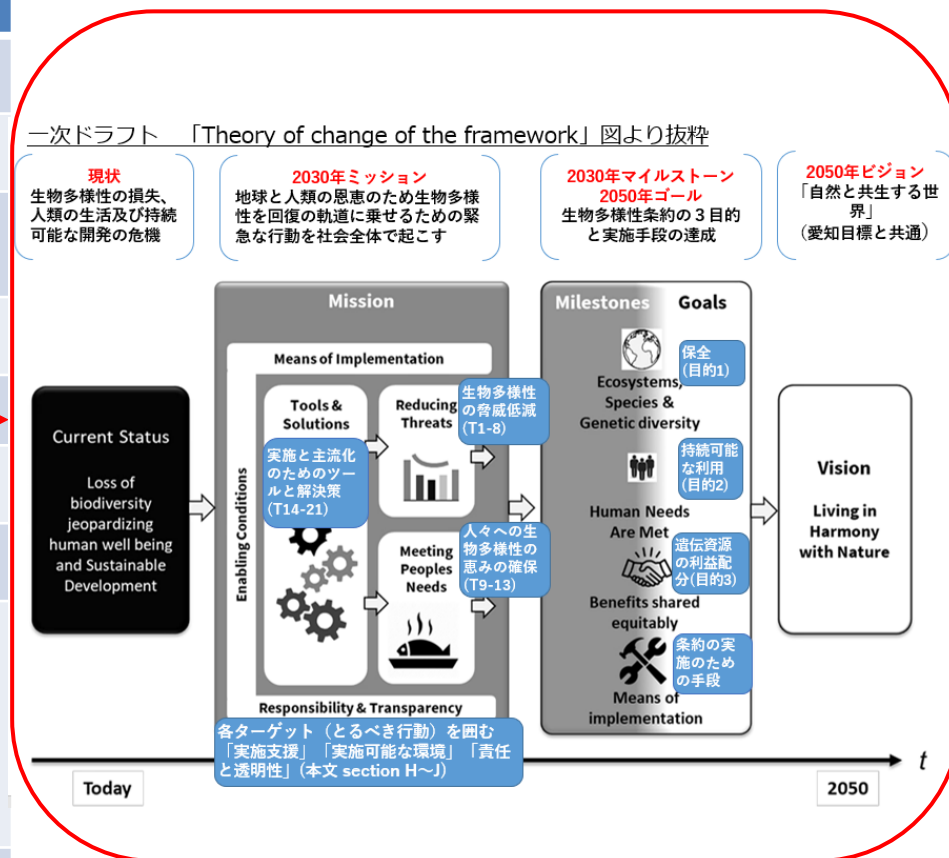
(今後の交渉スケジュールの見通し)

①COP15第二部までの間、OEWG4で残された論点の一部について、小グループを作り**会期間作業**を行うこと、②またCOP15第二部直前の最大3日間、財源が確保されることを条件に**OEWG5**を実施すること、

がOEWG最終日に共同議長から示唆され、今後詳細とともに決定される見通し。

ポスト枠組1次ドラフトの構造(OEWG3終了時の状況)

セクション名	内容
A	背景
B	目的
Bbis	アプローチと原則 ※OEWG3で追加が提案されたセクション
C	SDGsとの関係
D	変化の理論
E	2050年ビジョンと2030年ミッション
F	2050年ゴール・2030年マイルストーン
G	2030年ターゲット ※ターゲット1～21までの目標案が列記（一次ドラフト） ※OEWG3の結果、資源動員に関するターゲット19は1つに収まりきらないという議論となり、2つに分割された。 （ターゲット19.1;資金 ターゲット19.2;能力開発等） ※OEWG3の結果、ターゲット22（女性）が追加
H	実施を支えるメカニズム
I	実現条件
J	責任と透明性
K	アウトリーチ、意識向上、巻き込み



※セクションDで図示されている「変化の理論」の抜粋

- ・2050年ビジョン、2030年ミッション（セクションE）
- ・2050年ゴール（セクションF）
- ・2030年ターゲット（セクションG）
- ・実施を支えるメカニズム、実現条件、責任と透明性（セクションH～J）

の関係が図示されている。

Target 12

Significantly increase the area and quality and connectivity of, access to, and benefits from green and blue spaces in urban and densely populated areas sustainably, by mainstreaming the conservation and sustainable use of biodiversity, and ensure biodiversity-inclusive urban planning, enhancing native biodiversity, ecological connectivity and integrity, and improving human health and well-being and connection to nature and contributing to inclusive and sustainable urbanization and the provision of ecosystem functions and services.

(仮訳)

ターゲット12

生物多様性の保全と持続可能な利用を主流化することにより、都市と人口密集地の緑地・親水空間の面積と質、連結性、アクセス、便益を持続的に大幅に増加させる。そして、在来の生物多様性及び生態系の連結性と完全性を高め、人間の健康と福祉及び自然とのつながりを改善し、包括的で持続可能な都市化及び生態系の機能とサービスの提供に貢献する生物多様性を考慮した都市計画を確保する。

OEWG4で合意に至ったターゲット(2)保全等に関する能力開発

Target 19.2

Strengthen capacity-building and development, access to and transfer of technology, and promote development of and access to innovation and technical and scientific cooperation, including through SouthSouth, North-South and triangular cooperation, to meet the needs for effective implementation, particularly in developing countries, fostering joint technology development and joint scientific research programmes for the conservation and sustainable use of biodiversity and strengthening scientific research and monitoring capacities, commensurate with the ambition of the goals and targets of the framework.

(仮訳)

ターゲット19.2

特に途上国において、効果的な実施のためのニーズを満たすため、南-南、北-南、三角協力を通じたものを含め、**能力構築・開発、技術移転とアクセスを強化し、イノベーション及び科学技術協力の発展**とそれらへのアクセスを促進し、**共同技術開発、生物多様性の保全と持続可能な利用のための共同科学研究プログラム**を育成し、枠組みの目標の野心に見合った**科学研究とモニタリング能力を強化**する。

主要論点ごとの主な結果

○ゴール、ターゲット関係

・ 30by30（ターゲット案3）

- ✓ 数値（30%）については議論する時間がなく、今後の議論に持ち越し（水色）
- ✓ その他の主な対立ポイント
 - ・ 陸と海の表現（主に海をoceanとするかseaとするか）について（黄色）
（日本は愛知目標の表現（terrestrial and inland areas, and of coastal and marine areas）を支持。）
 - ・ また、国際目標であるか、あくまで国内で目指す目標であるか（緑）
 - ・ 保護地域やOECM（保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域）における保護の強度等用語の挿入要否（ピンク）

Ensure and enable at least [30 per cent] of [all [---] and of [---]] [globally] [at the national level] especially [key biodiversity areas[, ecologically or biologically significant areas, threatened ecosystems] and other] areas of particular importance for biodiversity [and ecosystem functions and services] are [effectively] conserved through [effectively] [well] managed, ecologically representative, well-connected and equitably governed [systems] [networks] of [highly and fully] protected areas [including a substantial portion that is strictly protected] and other effective area-based conservation measures, [and [indigenous] [traditional] territories] [, where applicable,] [which prohibits environmentally damaging activities] and integrated into the wider land[-]/[scapes] and seascapes [and national and regional ecological networks], [in accordance with national priorities and capabilities,] [including the right to economic development, will not affect the right or ability of all Parties to access financial and other resources required for the effective implementation of the whole Framework,] [while ensuring that [sustainable use] of these areas, if in place, contributes to biodiversity conservation,] [recognizing the contribution of indigenous peoples and local communities to their management] and [respecting] the rights of indigenous peoples and local communities.

○ゴール、ターゲット関係

・ 栄養、化学物質、廃プラによる汚染（ターゲット案7）

✓ 栄養・化学物質については、**数値目標の設定を主張する**国と、全ての国に共通する数値目標の設定は科学的に困難として反対する国に分かれた。また、使用量を基礎に目標設定するのか、危険性等のリスクを基礎に目標設定するのかについても意見が分かれる。

✓ プラスチック廃棄物の環境への流出については**eliminate（根絶）するとの元案**を日本含む多くの国が支持。ただし、end（終わらせる）やprevent（防ぐ）の語を追記すべき等、細かな表現で意見がまとまらず。

○ゴール、ターゲット関係

・気候変動（ターゲット案8）

- ✓ 気候変動による**生物多様性への影響を最小化**することは多くの国（日本含む）が支持。
- ✓ 一方、自然を活用した**気候変動の緩和・適応等への貢献**や、緩和の**数値目標を設定**を主張した国もあったが、CBDの場で議論すべきではないとの意見もあり、対立が残った。
- ✓ 本ターゲット内に**Nature-based Solutions（自然を活用した解決策）の用語を使用すべきか否か**についても、合意は得られず、今後の議論に委ねられることとなった。
- ✓ 「**共通だが差異ある責任（CBDR）**」**原則**を導入すべきとする国（主に途上国）と先進国が対立。

○ゴール、ターゲット関係

・生物多様性のビジネス等への主流化（ターゲット案14-16）

- ✓ T14：各国内の公的・民間等の計画、戦略等に生物多様性の配慮を組み込んでいくという総論はほぼ固まった。**配慮を組み込むべき重点セクターを列挙するか、等の論点がある。**
- ✓ T15：サプライチェーンによる**負荷の半減目標**、政府が取組を起こすべき対象として**大企業、国際企業**などを明記するか、**法整備などの義務的な取組を強制するか**などについて意見が分かれた。
- ✓ T16：消費活動による影響については**食品廃棄物**で測定すべきという意見と、**何らかのフットプリント**で測定すべきという意見が分かれた。

○ゴール、ターゲット関係

・資源動員（ゴール案D、ターゲット案19.1）

- ✓ ゴールDの具体的な数値目標は今後の議論に持ち越し
- ✓ ターゲット案19.1では**生物多様性に関する新国際基金設立の提案**が主に議論されたが、**必要性を主張する途上国と、既存の基金活用改善を求める先進国の間で対立。**

・ABS,DSI（議題5、ゴール案D、ターゲット案13）

- ✓ 以下を中心に更なる議論が必要な状況。
 - ・ポスト枠組のゴールやターゲットに**DSIについても明記すべきとするか否か。**
 - ・DSIの定義や対象範囲、追跡可能性、利益配分の仕組み等。

※このほか、OEWG4の最中に**ワンヘルスに関する新規ターゲットの提案**もなされたが、具体的な文言議論の時間は設けられなかった。

○ターゲット等以外の枠組のセクション関係

・ PDCAサイクル（セクションJ）

- ✓ ポスト枠組のPDCAサイクルの強化策の概要が検討された。新たな強化策※の明記を求めた先進国と、支援の裏付けを求める途上国が対立。

※国家戦略と国別報告書の標準化、グローバル・ストックテイク等

・ 枠組共通要素関係（セクションBbis）

- ✓ ポスト枠組全体に横断的に適用される共通要素※を一つにまとめることで、重複を回避し文章を整理する目的で設置。

※先住民及び地域社会IPLCの権利等の尊重、途上国の国内状況の尊重、あらゆる主体の参画、条約 条文（特に資源動員に関する20条、21条）に即した実施、リオ宣言に即した実施、Mother Earthの概念等

- ✓ 議論がなされたものの、議論はまとまらず、一部国々からはそもそも本項目の存在意義に疑義を呈し、全文を保留とするよう主張。

(参考) 議論の元となったポスト枠組一次ドラフト概要 (2021年7月)

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2050年ゴール(A~D) 及び2030年マイルストーン

ゴールA 一体性の確保された自然生態系面積15%増、絶滅速度を1/10に減、絶滅リスク半減、遺伝的多様性を90%維持

A1 自然生態系の面積、連結性、一体性5%増加

A2 絶滅率の増加を食い止める

A3 遺伝的多様性が維持される種の増加

ゴールB 保全と持続可能な利用により、自然の寄与(NCP)を評価・維持・強化

B1 意思決定において自然及びNCP*が完全に考慮される

B2 すべてのNCPの長期の持続性が確保されSDGsにも貢献

ゴールC 遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分

C1 遺伝資源提供者が配分される金銭的利益の割合の増加

C2 非金銭的利益の増加

ゴールD 2050ビジョン達成のための資金及びその他の手段に係る不足分の縮小

D1 枠組実施に必要な毎年7,000億ドルの資金不足を2030年までに埋める

D2 能力構築、科学技術協力等の資金以外の手段が利用可能になる

D3 2030年までに、その後の10年間の資金及び手段が計画又は約束される

2030年ミッション

地球と人類の恩恵のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるため、緊急な行動を社会全体で起こす

2030年ターゲット(緊急に取り組むべき行動)

(1) 生物多様性への脅威の縮小

1. 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持

2. 劣化した生態系の20%を再生

3. 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全

4. 生物種と遺伝的多様性の回復・保全のための積極的管理を確保し、野生生物との軋轢を回避

5. 種の採取、取引、利用が合法、持続可能で、人間の健康にとって安全であることを確保

6. 外来生物の新規侵入及び定着を50%減

7. 環境への栄養分流出を半減し、環境への農薬流出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶

8. 年100億トンCO₂相当の緩和分を含め、生態系により気候変動緩和・適応に貢献

(2) 人々の需要が満たされる

9. 持続可能な生物種管理と利用による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保

10. 農業、養殖業、林業のための空間を持続的に管理し、生産性やレジリエンス等を向上

11. 大気質、水質、水量の調節、及び防災に貢献する自然の恵みを維持・促進

12. 緑地、親水空間の面積、アクセス、便益増加

13. ABSを促進・確保するための措置の実施

(3) 実施・主流化のツールと解決策

14. 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合

15. 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減

16. 廃棄量を半減させるべく、市民の責任ある選択と、必要な情報の入手を可能にさせる

17. バイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、全ての国の能力を強化し措置を実施

18. 生物多様性に有害な補助金を改廃、年5,000億ドル分削減し、すべての奨励措置が生物多様性に害をもたらさないようにする

19. 全ての財源からの資源(資金)動員を年2,000億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年100億ドル増やす

20. 先住民の伝統知を含む関連する知識が生物多様性管理の意思決定の指針となることを確保

21. 生物多様性に関連する意思決定への先住民族、女性、若者の衡平な参加、権利尊重

実施サポートメカニズム／実現条件／責任と透明性／アウトリーチ、啓発、広報

*NCP: Nature's Contributions to People: 自然がもたらすもの(自然の寄与)。生態系サービスを包含する概念としてIPBESが提唱。